

2022年12月期全塾協議会臨時会議事録

2023年7月21日

全塾協議会

全塾協議会規約 第22条第1項に基づき、2022年12月14日に開催された全塾協議会臨時会の議事録を公開する。ただし、役職役名並びに条数は議会当時のものである。

議事概要記録

名称	2022年12月期全塾協議会臨時会
場所	対面・オンライン (Zoom)
日時	2022年12月14日 13:00~14:39

出席者

	塾生代表	山田健太
文化団体連盟本部	文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長	松尾和真
体育会本部	体育会本部 主幹	菊池龍志
全国慶應学生会連盟	全国慶應学生会連盟常任委員会 常任委員長	東條克哉
全塾ゼミナール委員会	全塾ゼミナール委員会 委員長	三河創太
四谷自治会	四谷自治会 会長	藤村悠哉
福利厚生機関本部	福利厚生機関本部 代表	松尾和真
芝学友会	芝学友会 会長	横山さくら
	全塾協議会事務局 事務局長	後藤美汐
	全塾協議会事務局より他3名	

次第

項目	担当・議案提出者
1. 開会宣言	事務局長 後藤美汐
2. 塾生代表挨拶	塾生代表 山田健太
3. 定足数確認	
4. 議長の指名	
5. 議題	
(1) 緊急執行に関する議案 [20221214-01-JSD]	塾生代表 山田健太
(2) 2023年度塾生代表選挙に関する議案 [20221214-02-JSD]	
6. 連絡事項	
7. 閉会宣言	事務局長 後藤美汐

議決事項

議案識別子	提出者	議事名	可否
20221214-01-JSD	塾生代表	緊急執行に関する議案	可決
20221214-02-JSD	塾生代表	2023 年度塾生代表選挙に関する議案	可決

2023 年 7 月 21 日 議事録作成

全塾協議会事務局 事務局長

後藤美汐

(署名)

全塾協議会規約第 22 条に基づき、事務局長の署名は省略する。

この議事録が正確であることを証する。

塾生代表

山田健太

(署名)

山田 健太

全塾協議会 議長

松尾和真

(署名)松尾和真

2023 年 7 月 23 日付で議事録が真正なものであると確認した。

議事詳細記録

1. 開会宣言

事務局長 後藤美汐が開会を宣言した。

2. 塾生代表挨拶

塾生代表 山田健太が挨拶を行った。本日の臨時会の進行について、発言をするのは、議員、事務局、そして私塾生代表および議長から指名があった方のみとするとした。臨時会の内容について質問や確認をしておきたい事があるということがあれば、全塾協議会の公式 HP 上にも掲載している通り、臨時会終了後 15 時から塾生への説明の場としての記者会見を実施予定であるため、そちらの機会を利用頂きたいと述べた。

3. 定足数確認

財務部 原惇人による点呼により、定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。

4. 議長の指名

財務部 原惇人は、全塾協議会規約第 10 条に基づき議長の選任方法を諮ったところ、満場一致を以って文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 松尾和真が議長に選任された。

5. 議案

(1) 緊急執行に関する議案

塾生代表 山田健太より、緊急執行に関する議案が上程された。

山田は、2022年12月7日に、現在行われている塾生代表選挙内において、所属団体も含めた不正行為の疑惑が生じており、選挙管理委員会も感知できていない、ないしは選挙管理委員会自体も調査必要性があるのではないかという議案が上がっていることを述べた。その疑惑に対し、選挙管理委員会委員長から協議の一つとして本件に関する特別監査に任命の依頼があったため、塾生代表として承認する形で、全塾協議会規約第18条に基づく権限により、全塾協議会監査規則第5条に準じ、特別監査人を任命したと報告した。任命した特別監査人は全塾協議会事務局事務局長 後藤美汐である。なお、本件については、任命を受けたのちに調査をし、活動を報告する形となるため、この議案が認められなければ、調査は白紙となり、次の議案は消失すると述べた。

全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(2) 2023年度塾生代表選挙に関する議案

塾生代表 山田健太より、2023年度塾生代表選挙に関する議案が上程された。

内容は、1番項の議案に伴うものである。特別監査人が所属団体、大学、当該候補者、選挙管理委員会等への聞き取り、候補者が提出した事情説明資料等の読み取りを行っている旨を述べた。なお調査できなかった事項は議案資料に記載している通り、選挙運動員への聞き取り調査であると報告した。加えて選挙管理委員会の一部構成員に対する聞き取りに際する正しい情報提供の協力についても一部拒否があったと報告した。事実認定については、調査で得た情報のうち、矛盾が生じなかった事項のみ事実と認定していると述べた。

調査経過についても記載の通り、2022年12月6日に匿名から本件に関する情報が入り、12月7日に特別監査人を任命した旨、その後特別監査人はステークホルダーとして重要たる方々に対して緊急で聞き取りを行い、その聞き取りの内容に基づき、臨時会が開催妥当であると塾生代表に報告をしたと述べた。これに従い、塾生代表の権限に基づいて、議長と相談の上で全塾協議会臨時会を12月14日に開催することを決定し、告知したと述べた。12月8日には全塾協議会のSNSにて、この事案に関するツイートを行った旨、その他所属団体や大学職員等に任意、所属団体は監査人の権限を行使して監査に協力していただいたと述べた。なお12月13日までの調査内容が報告書に記載されているとした。

全塾協議会監査規則上、監査権限は、塾生代表、所属団体及び事務局に対して行使できるものであり、本件の関係者である選挙管理委員会や矢部力也氏、大学には監査権限は及ばないため、任意で監査に協力してもらったと述べた。

本件に関する処分については、選挙管理委員会が12月10日に矢部力也氏の団体に関する物品配布に関して、選挙管理委員会細則第16条第一号第一項第八号における票の買収に当たると判断し、12月10日～12月14日の5日間という、最も重い処分を下したとした。

なお、補足として、選挙管理委員会の処分は本日行われている全塾協議会臨時会で決定される処分とは全くの別物であり、処分日程と臨時会の開催日が重なったのは偶然の一致で、臨時会開催までの仮処分として行われたものではなく、選挙管理委員会が選挙を安全に運営するために認められている権能の中で独自に判断できる処分として、細則違反に対する処分が行われている認識であるため、誤解しないよう塾生に求めた。また、全塾協議会は臨時会を開催すると記載があるが、本日当該立候補者である矢部力也氏が本議会に出席しているため、本議会で弁明の機会を付与するとした。

資料3番項以降に特別監査人により聞き取り事項が記載されているが、こちらについては記載を読んでいただくほうが良いと述べたうえで、重要な事項として、今回、7つの所属団体に対してのべ12件の

ヒアリングを行った際に、全ての回であるか否かについて確認できていないが、飲食店で商品の提供、いわゆる奢りが一件、物品をお礼として配布した事例が一件確認されたことを提示した。補足として、ヒアリングは12件中10件が選挙期間内であり、今回認定された商品の提供と物品の配布は、いずれも選挙期間中であるとした。

また、選挙管理委員会と当該候補者の個人的な関わりに関する事項についても記載の通りであるが、委員から1名、事務員から2名、個人的なつながりがあることが確認できているとした。具体的なやり取りは記載の通りである。こちらについても任意であるため、一部証言がいただけていない部分があるため、記載が曖昧になっている箇所があると報告した。追加調査が必要であるという判断が別途なされる場合は、議会の判断として選挙管理委員会に強制力を持って調査をすることも検討せざるを得ないと述べた。

最後に、12/14の11時頃、選挙管理委員会監査役から2023年の塾生代表選挙における不正疑惑に関する監査報告が提出されたと述べた。その監査報告書内では、監査役は選挙管理員および事務員全体を対象にヒアリングを行ったと記載があり、選挙管理委員会内部（委員・事務員）において、選挙の公正性を欠く内容の発言および行為を行っているという事実は確認されなかったと報告がなされているとした。議案に対する説明は以上であり、不明点は質問いただきたいと述べた。

議長は、本件に関しては選挙規約第31条に基づいて精査する旨を述べ、選挙細則の方の違反に関しては本議会では一旦取り扱わない方針で進めるとした。

ここで、矢部力也氏に対して弁明の機会が与えられた。矢部はまず、不正疑惑に対して弁明のタイミングはいつか議長に質問した。

議長は、矢部氏に対し、議員の意見を伺うのは矢部氏にマイナスに働く可能性もあるため、矢部氏から先に、この場で説明を行うよう求めた。

矢部は、不正疑惑に関して、意見を述べさせていただく前に、まず私自身の件に改めて塾生の皆様にご心配とご迷惑をおかけしたこと、そして選挙にかかわる全塾協議会、選挙管理委員会の皆様にご迷惑おかけしたことを改めてお詫び申し上げると述べた。今回の臨時会に際し、私自身が行った行為について票の買収の意図はないとした。その上で、不正に対する私自身の見解と提案を述べさせていただくとした。

今回の票の買収と疑われている行為に関して、まず私自身のその行為が票の買収に当たるか否かについて、各団体のヒアリング対象者に、お礼として菓子類を交付したこと、そしてヒアリングの場所であるカフェにおいて、各団体のヒアリング対象者がヒアリングの際に飲んだ飲料の代金を、代わりに自身が支払ったことが選挙管理委員会細則における買収にあたりと主張なされているが、自身はこの点について同意することはできないとした。

理由としては以下の三つを挙げた。

一つ目の理由はその細則において何が票の買収に当たるのかという記載がないことであるとした。票の買収について細則では、「票の買収、選挙の妨害、投票その他不公正な行為を行った際に、選挙運動の停止を命じることができるとする」と記載されており、具体的にどんな行為が票の買収に当たるかは記載されていない、明文化されていないため、今回の行為を買収とみなす根拠は見当たらないと主張した。

二つ目の理由は日本の公職選挙法と比較をした場合、公職選挙法第139条において、「何人も選挙運動に関し、いかなる名義をもつてするを問わず飲食物を提供することはできない」と規定をしていると述べた。ここで、かっこの「湯茶」の意味を解釈するに、湯茶とは「湯と茶。湯または茶。多く、飲み

物の意に用いる。」を意味する（『精選版日本国語大辞典』）ため、本件で矢部力也が提供した飲み物、具体的に申し上げるとコーヒーも含まれていると考えられることから、例えばもし自身が衆議院選挙においてそのような行為をしたならば、不正ではない、つまり適法であるということができると述べた。改めて今回の選挙管理委員会、慶應義塾大学全塾協議会 選挙管理委員会細則を考察すると、国会議員や地方公共団体の議員や、選挙を規律する公職選挙法が許す行為を慶應義塾大学の代表選挙を規律する本細則が許していないと解釈するにはどれぐらいの合理性があるだろうかということを経験した場合、自身はそのような解釈は取れないし、今回の行為は適法であると考えられると主張した。

三つ目の理由は、本細則 16 条 1 項 8 号の趣旨を考えた場合、本細則が票の買収を禁止しているのは、金銭によって有権者の投票行動が左右されることを防止し、もって選挙の公正を保障するためであるとされることを挙げた。物品配布やカフェでの飲食物の提供は、どちらも 600 円程であり、この程度の支出で個人の投票行動が左右されるとは到底考えられず、選挙の公正性が害される恐れはないとした。そのため、自身の行為は同号の定める「票の買収」には該当せず、仮に「票の買収」に当たるために禁止されるとすれば、時間を割いてヒアリングに協力してくれる者に対してお礼をすることが何ら許されないこととなるが、そのような行動は社会通念上、適切なものとは言えないため、かかる解釈を取るべきではないと考える。

以上より、ヒアリングの際の物品配布、カフェでの飲食物の提供は、選挙管理委員会細則 16 条 1 項 8 号の「票の買収」には当たらないと考えられる。したがって、本件処分の内、選挙運動停止は細則違反であり、選挙運動停止を前提とする演説・配布物配布許可の取消しおよび掲示物の撤去も細則違反となる。それ以上の重い処分に関しても同様であると述べた。

最後に、矢部から提案がなされた。今回の場合、本細則 16 条 1 項 8 号に定める票の買収選挙の妨害性投票その他不公正な声について明確な定義がないことによって起こった問題であるとし、全塾協議会臨時会の開催と処分の決定までに時間がかかることによって、もし選挙活動停止処分が妥当ではなかった場合、立候補者の選挙期間中の選挙活動が妨げられてしまう可能性があるというケースが考えられると見解を示した。これは本件の処分に関わらず、今後も充分に起こりうる問題とした。それ故に票の買収をはじめ、として本細則 16 条 1 項 8 号に定める行為の具体的な定義の検討と周知を全塾協議会の議員、塾生代表にお願いしたいと述べた。以上が矢部氏の主張である。

山田は現執行機関の長として、一点程度ご確認をさせて頂きたい事項があると発言をし、議長に発言の許可を得た。冒頭にもこの弁明の機会に移る前に申し上げた通り、議案に上がっているのは全塾協議会選挙規則に関する事項のみであると述べた。今回選挙管理委員会細則の解釈に関して弁明をいただいたが、この弁明は全塾協議会に訴えるものではないということについては認識が一致しているか矢部に確認した。矢部は今回、選挙管理委員会細則ではなく、全塾協議会選挙規則について話したと述べた。第 31 条に関しての説明を言及させていただいたとした。山田は、今回の話としては主旨として頂いた本細則 16 条第 1 項 8 号という言葉が 4、5 回繰り返されたが、それはすべて言い間違いか再度確認した。矢部は、先ほどの発言を全塾協議会選挙規則の第 31 条のほうに置き換えさせていただきたいと謝罪した。

山田は、我々に対しどのような提案をしたのか再度質問した。矢部は、細則に関してはこの場で提案できるような内容ではないと詫びた。こちらを提案する場合は、僕個人から選挙管理委員会に提案をさせていただきたいと述べた。山田は、認識の齟齬がないのであれば良いとした。

加えて山田は、自身も現在、選挙に出ている候補者であるため、今回この処分に関わる決定を候補者としての立場を持って関与するのは、適切なのかという意見を塾生からもいただいていると述べた。その

上で、今回の議案に関しては、事前に SNS 等では明らかにしているが、議員の皆様のご判断に追従するという判断を取ると述べた。本来であれば、今回の処分が適切かどうかを、塾生の民意も反映させた上で判断するのが自身の役割であるが、今回は議会の多数決に追求するという判断を得るという判断をさせていただくと述べた。

議長は、本件に関して、議員の皆様のご意見を伺うとし、最初に全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太に意見を求めた。

三河は本件に関して、塾生代表選挙の構成というものは、学生自治の根幹であり、極めて重要な利益であることを考慮して、買収についてはこれを広く回避すべきであると判断したと述べた。しかし、候補者といえども一般大学生としての生活があること等も考慮あり、その対象となる期間については、選挙期間中に限定をするべきと判断するとした。よって私が建てた規範によれば、「買収」とは「選挙期間中において、財物、その他の財産上の利益を交付することにより、相手方の心情に働きかけ、もって投票行動に対してなんらかの影響を与えかねない行為」とであると解する、またその判断に当たってはその他の目的があったとしても、それを排して考えるべきとした。その他の目的が併存することによって、選挙の構成が害されても構わないという論は当を得ないからであると述べた。したがって買収であるか否かの判断に当たっては、一切の主観事情を排して考えるとした。

本件についてみると、候補者は、選挙期間中において、物品を所属団体に対して交付している。そして、これは相手方に対して、好意的な心情を抱かせるに足るものであり、それにより投票行動に対して影響を与えるものと言えらる。また、これは相手方が話をする時間をとってくれたことに対する礼という目的が仮に併存していたとしても、買収の認定には影響を及ぼさないことは前述のとおりであると述べた。従って、私の判断と致しましては、本件行為は買収に該当し、全塾協議会規則第 31 条違反に相当するとした。

続いて、体育会本部 菊池龍志に意見を求めた。菊池は、結論から申し上げると本件について買収に該当すると考えるとした。論点は二点あるとした。まず、一点目が物品の授受について、物品の授受、喫茶店における飲食代の支払いなどがあったことに対して金銭の大小など関係なく、この行為によって個人の投票行為、すなわち票の買収に左右されるのではないかと見解を述べた。二点目が他の候補者との整合性に関して、今回の議案について、他の候補者の方々へヒアリングを行うということはあっても、物品の授受などの声がなかったところから、他の候補者との優位性、今回の行為が矢部さんに優位に働きかねないと述べた。したがって票の買収に該当すると考えていると述べた。

続いて、四谷自治会 藤村悠哉に意見を求めた。藤村はこの行為が票の買収に当たると考えたとした。三河の仰る通り、候補者が有権者に対して物品を渡す行為は、票の買収につながる行為であると考えられるとした。一般大学生としての生活もあるとは思いますが、選挙期間においてプライベートと候補者としての場を考えた時に、候補者としてこの行為を行っていることは問題があるという見解を述べた。

続いて全国慶應学生会連盟常任委員会委員長 東條克哉が意見を述べた。弁明の機会でも述べたが、金銭によって有権者の投票行動が左右されることを防止する必要があると考えたときに、どの金額から投票行動が左右されるのかラインは曖昧であり、金額でラインを引くのは適切ではないとした。人により価値観は異なり、その価値観に伴い投票行動は左右されると考えられるため、その行為を鑑みた上で、票の買収であるか議論を成すべきであるとした。しかし社会通念上、ヒアリングに協力してくれた方に対してお礼は必要であるという旨を述べ、多少の情状酌量の余地はあるのではないかと推察した。しかし現状の規則に基づけば、処分を検討せざるを得ないと述べた。

次に芝学友会 横山さくらが意見を述べた。横山は見解を述べる前に矢部氏に確認をしたい事項があるのだが、確認してもよいか議長に確認をとった。議長からの許可を得た上で、公職選挙法に則り、カフェでコーヒー類を提供したというのは、買収に当たらないという主張は理解できたが、特別監査人から報告されている物品の提供に関しての意見はないかと矢部に問うた。矢部は、公職選挙第 139 条の選挙運動を再度引用し、飲食物は違反事項に含まれているが、通常量の菓子を除くと記述されている旨を述べ、それを鑑みて菓子の配布は違反する飲食物に当たらないと主張した。それに対し横山は、飲食物（湯茶）及びそれに伴い、通常用いられる程度の菓子は配布した物品がこの通常量の菓子に当たるとしているか質問した。矢部は通常量の菓子に当たると述べた。

横山は、この質問の回答を踏まえたとえ、矢部の行為は第 31 条違反に当たると意見を述べた。塾生代表選挙は全塾協議会にとって学生自治の正当性の根幹となる非常に重要なものであるとし、このような事態が起きたことが残念であると述べた。その上で、ヒアリング相手への感謝の意を示したいという個人的な感情は理解できるとしながらも、買収の意図があり、物品の提供を行った人が「意図がなかった」と述べたことを認めてしまえば、今後その前例を悪用して、塾生代表候補に立候補する人も現れないとは限らないと述べた。今後も正当性の根幹となる塾生代表選挙において、塾生にとって正当性のある説明ができるような状態で運営していくために、今回の矢部氏の行為に関しての内心を排除し、処分すべきだと考えていると述べた。

次に、福利厚生機関本部 松尾和真が意見を述べた。松尾は今回の議案は処分に当たると見解を示した。選挙という公共の場において、買収の意図はなかったとしても、相手に好印象を与えるような行動をとったことは事実であるため、この行動は票の買収に当たると考える。矢部氏が述べる通り、ヒアリングした団体に対してお礼を渡すことは一般的であるが、物品を渡さずとも礼を伝える方法は多々あるとし、選挙という場面においては、公平さが失われる行動だったと述べた。

最後に、議長である文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 松尾和真が意見を述べた。矢部は買収の意図は特になかったとのことだが、意図の有無はあくまでも本人の心情の問題であるため、こちらで汲み取ることは不可能であると述べた。それゆえに、600 円程度で投票行動が実際に票を左右するとは考えられないという議論に対しては、不明であると見解を述べた。実際に物品の受け渡しがあったという事実のみで判断をすべきであり、例として一つ 10 円のをヒアリング対象者 600 人に対して配布したとしても、最終的にはある程度の金額になると述べた。ヒアリングの時に毎回お礼を配布するという行為は、最終的に候補者の資金力に委ねられるものである上、投票行動に影響を与える可能性があるとした。また、本件以降、塾生代表選挙においても、横山の述べる通り、同様のことが起きかねないとし、全塾協議会においては金銭や物品を伴った行為は控えるべきであり、本件は票の買収であると意見を述べた。

ここで議長は他に意見の有無について伺ったところ、塾生代表が議員に対しここまでの意見に感謝をしたうえで、自身は意見を述べる立場ではないが、規約に対する見解だけ述べると伝えられた。

これまでの議論の流れを踏まえると、矢部のとった行動は全塾協議会選挙規則 第 31 条に違反すると見なすものと考えられる。その上で、同規則第 32 条に「候補者または選挙運動員が、この規則に反した場合、全塾協議会は、決議によって立候補の取り消しまたは当選の取り消しを行うことができる」と記載されているように、全塾協議会選挙規則第 31 条違反が認定された時点をもってして、同規則第 32 条の立候補取り消しまたは当選の取り消しが行われるわけではなく、同規則第 31 条違反を認定した上でかかる決議があり、同規則第 32 条にしたがって処分を行うか否かについて議論されるものと認識していると述べた。議員の意見に特に変更がなく、第 32 条の処分妥当か否かをその後の決議で表されるということ

であれば特段問題ないとし、議員の意見に追従すると発言した。

議長は矢部に発言を求めた。矢部は議員のこれまでの意見に感謝を述べるとともに、票の買収の意図はないと話をさせていただいたが、本件はその意図や金額が主たる問題ではなく、公職選挙法を用いて述べたように、全塾協議会選挙規則には、何が買収にあたるのかというのが具体的に書いていないことが問題であると意見を述べた。一方で公職選挙法等では具体的に記述されており、本件に関して第 31 条が適用され、自身の行為が票の買収にあたるとするならば、明らかに日本国の法律よりも厳しい処分、決まりであるため、適用するのは決して妥当ではないと考えていると述べた。

加えて、今回の件を票の買収ではないと認めるならば、今後に影響するという話があったが、選挙管理委員会細則に関しては選挙管理委員会に対して伝えるべき事案だとしながらも、全塾協議会選挙規則、選挙管理委員会細則どちらに関しても、明らかに不備があることが、今回の件で露呈したと考えられると述べた。現時点で票の買収と判断するのは、日本国の法律よりも厳しく、妥当ではない形となるため、規約の改正を早急に求めるとした。今後の懸念をする前に、規則・細則自体に問題があるため、規則・細則の改善に焦点を当てるべきだとした。

塾生代表 山田は、矢部から日本国の法律との適合性について指摘があったことを踏まえ、執行機関として明瞭な回答があるため、それを述べるとした。矢部の指摘する通り、全塾協議会選挙規則において票の買収が何に当たるかという記載はないとしたが、第 29 条（公平義務）「*選挙管理委員、選挙管理事務員、監査役、その他選挙の運営に携わる者は、特定の候補者を支持することを表明し、または支援してはならない。*」という記載についても第 31 条と同様に、何を持って支援とするかは明らかにしていないとした。その部分についての説明を記述した場合、極めて膨大かつ多岐にわたってしまう恐れがあるため、該当事項を全て記載するのは現実的でないとした。

日本国憲法・その他法律についても同様に、解釈が分かれるものがあり、分かれる場合は、裁判という形で議論が行われていると述べた。そのうえで、全塾協議会においては当該機関が現状としては議会であると見解を述べた。票の買収行為について事実をすべて羅列するのは現実的ではなく、選挙の妨害、不公正な行為となると、想定ができない部分も含まれるが、明らかに不公正な行為が発生した際に「下記に当たっているので違反ではない」と不公正な行為が成立してしまう恐れがあるとした。そのため、規約違反にあたるか否かという判断は、最高意思決定機関である議会にその裁量があると全塾協議会規約 第 53 条に記載があるため、そちらを持って今回の対応を行っているとした。

また、日本国の法律より厳しくしてはならないという解釈の妥当性については、自分自身からは述べられないとした。加えて、第 31 条の買収や選挙の妨害不正投票その他後世な行為が立候補の取り消し処分へと直結はしないと見解を述べた。妥当性については、議員の皆様が常に判断するものであるとし、第 31 条と認定された後に、第 32 条の処分妥当かどうかの判断については議員の決議に任されているものだとした。

ここで議長は矢部に再び意見を求めた。矢部は意見への謝意を述べつつ、塾生代表 山田以外からも「日本国の法律よりも厳しい決まりを適用するのは妥当か」について意見を伺いたいと述べた。

議長は矢部の意見を受け入れる意向を示し、全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太から順に議員に意見を求めた。

三河は反論の一つに関して、票の買収であるという明確な基準がないのであるから、規則違反とみなすのは不当であるという意見については山田が述べた考えに一致するとした。公職選挙法においては、全塾協議会選挙規則よりもある程度詳細な記載がされているということに関しては間違いはないが、依然と

してある程度解釈による部分は大きいとし、これは法の性質上仕方ないことであり、すべて羅列することはできないため、裁判所あるいは地方機関の解釈に一定程度任されるという規定があると述べた。本件に関しても買収、あるいはその他の不正行為というものをすべて羅列して記載するということが不可能であり、買収については、現在の記載で問題はなく、これに該当するか否かを判断するのが議会の場であるという認識を示した。本件に関しては我々議会が下した判断として、買収に当たるという認識であると述べた。

また国の公職選挙法よりも厳しい基準を満たすことが妥当であるか否かという判断に関しても、概ね塾生代表の意見に賛同するとした。国の政府と塾生代表選挙は性質が異なっているのであって、国の基準を参考にすることはできるが、必ずしも国の法律に従わねばならないという判断は妥当ではないとした。そのため、どのような基準を設けるか否かということの判断も我々議会に任されていると判断したと述べた。すなわち、「公職選挙法がどうであるから、本規則についてもどうでなければいけない」という論は成り立たないと考えるとした。

議長は、次に体育会本部 菊池龍志に意見を求めた。菊池は山田、三河と同様の意見であるとし、本件は塾生代表選挙であり、日本の選挙とは特性が異なるため、一度切り離して考えるべきだとした。

続いて四谷自治会 藤村悠哉に意見を求めた。塾生代表選挙は全塾協議会選挙規則に基づいて判断をなすべきだとした。他の議員が述べるように、塾生代表選挙を公職選挙法に基づいて捉えるのは非常に危険なことだと考えられるとした。

次に全国慶應学生会連盟常任委員会委員長 東條克哉に意見を求めた。藤村は、日本国における公職選挙法と塾生代表選挙における選挙規則について、今回の議案は塾生代表選挙規則に則って行うべきだとした。票の買収に関しては、他の議員及び塾生代表と同様に危険な考え方であるとした。

次に芝学友会会長 横山さくらに意見を求めた。横山は、矢部からの質問に関して、必ずしも公職選挙法よりも厳しくしないといけない訳ではないが、本件に対する判断は妥当であるとした。そもそも学生自治は学生自身が主体性をもって意志決定をしており、全塾協議会は決定を行う機関として成立している。規約規則は議会と塾生の意見を反映して成り立っているものであるため、日本の憲法法律に全く同じである必要はないと意見を述べた。法律と比較して、厳しい、緩いという点はあると思うが、慶應義塾の塾生全体の意思決定であるから、法律に必ずしも則る必要はないと考えており、本件が第31条違反と見なすか否かに関しても、票の買収にあたるのではないかと解釈を述べた。

次に、福利厚生機関本部代表の松尾和真が意見を述べた。松尾は他の議員の方々と概ね一緒の意見であるとした。国の憲法と一緒にする必要はないとし、慶應義塾大学の選挙であるため、同一視すべきではないとした。

最後に、議長の文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 松尾和真が意見を述べた。松尾は公職選挙法と同様である必要性はないとした。全塾協議会はあくまでも学生自治の場であり、塾生がより良い生活を送れるようにする為のものであって、国とすべて同じようにする必要性はないと述べた。公平な選挙とは、物品の授受がなく、すべてクリーンであるものだとして自身が考えることから、必ずしも公職選挙法に従う必要性はないと考えると同時に、第31条の違反は認められるものであると意見した。

ここで、芝学友会の横山は、意見を述べる上での前提の補足として、日本に居る以上法律を守るのは当然のことではあるが、その上で学生自治を行う上では、塾生の意見が最優先されると考えると述べた。議長の松尾もこの前提について同意した。

議長は矢部に意見を求めた。矢部は全体に対し、意見を述べていただいたことに感謝の意を示した上

で、自分自身の主張は一切変わることはないと言った。意図があるかないか、金額がどうだと話したいのではなく、何が票の買収にあたるか記載がないこと、国の公職選挙法においては適法であること、選挙の構成を乱す行為とは考えにくいこと、以上3点が自身の主張であり、全塾協議会選挙規則第31条の趣旨を考えた上で主張は変わらないが、判断については議員一人ひとりに委ねると述べた。

議長はその意見を踏まえたうえで、第31条の票の買収について、票の買収に当たるか議決を取り、小委任された場合、第32条について意見を伺うとした。第31条 票の買収の有無に関して、全会一致で票の買収に当たるとした。

続いて、今回の議案に関して票の買収に当たると決定したため、それに伴い矢部氏に処分を行うか否かについて意見を伺うとした。

最初に全塾ゼミナール委員会の三河に意見を求めた。三河は、32条は「行うことができる」と規定しており、31条違反を認定したとしても、処分を課さないという余地を認めているとした。32条所定の処分は、立候補者の被選挙権を剥奪するものであり、被選挙権が重要な権利であることに鑑みると、処分が適用されるか否かの基準を要するとする。そこで、32条による処分が下されるか否かの判断に当たっては、当該違反行為が、塾生の視点に立つ際の塾生代表選挙の正当性に対する評価を貶める程度、選挙の情勢に対して影響を与える範囲の大きさ、違反行為が行われた当時の状況、その他の目的と関係、取り消し処分が選挙の公正を保つために効果的であるか否かなどを総合的に考慮して判断するとした。

本件において、団体に対し、物品を交付しており、対象が全塾協議会加盟団体であること等も考慮すると、例えば、交付を受けた構成員が他の構成員に対して投票を呼びかけることにより、選挙結果に対して、相当程度の影響を与えることも想定される。さすれば、選挙の正当性に対する塾生の評価としては、低下することを免れないとした。

また、全塾協議会加盟団体に対するものであることからすると、全塾協議会の代表者たる塾生代表を選出する選挙における評価を貶める程度は大きい。また、塾生代表選挙の性質、規模に鑑みると、数票ないし数十票単位であれ、選挙結果にもたらす影響は極めて大きい。また、全塾協議会加盟団体であるが故の影響については先述の通り大きいものとなりうる。また、ヒアリングを行った際に財物を交付することを純粋な礼であると解することも社会通念上全くあり得ないことではない。しかしながら、目的は外部から認識される事実によって認定せざるを得ず、どのような趣旨であったかは当事者の主張によってのみ判断することはできない。よって外部事情から認識せざるを得ず、本件においては、立候補者と所属団体構成員という立場で、ヒアリングを行ったのちの行為であることを考慮すると、目的は票の買収にあったとの判断を排除することはできないとした。

また、本件事案において、今後においても公正を害する事象が発生する可能性を否定できない以上、取り消しは効果的であると言わざるを得ない。加えて、本件において取り消しが確定したとしても、今後一切の立候補を禁ずるという極めて重いものではなく、今回の選挙において取り消されるにとどまる。以上を総合的に考慮すると、立候補の取り消し処分が相当であると述べた。

次に、体育会本部の菊池に意見を求めた。菊池は、この処分について自身の中で相当考え、立候補取り消しが妥当であると意見を述べた。矢部氏の状況や立場を一度置き、他の候補者との優位性や違法性のある行為をしたという事実を鑑みた場合、塾生代表における公平性を考えると、取り消し処分が妥当ではないかとした。

続いて四谷自治会の藤村に意見を求めた。立候補者が立候補者の立場として、所属団体へ物品等を渡したことは票の買収に当たると考えられ、また票の買収は選挙結果に大きな影響を与えるものであり、選

挙の正当性を揺るがすものであると考えるとした。選挙の正当性が揺るがされると言うことは全塾協議会自体の正当性が揺るがされるということであり、重大なことであると述べた。それゆえ、本項に関する処分としては立候補の取り消しが妥当であると考えとした。

続いて全国慶應学生会連盟の東條に意見を求めた。本件は判断がなかなか難しいと言うのが正直な気持ちだが、立候補取り消しは妥当ではないと考えるとした。他の議員が言った通り、どのようなバックグラウンドや意図があったにしろ買収の行為に値することは事実だと思うが、それほど大きな影響を与えるものだとも感じない。それゆえ立候補の取り消しは厳しすぎる処分だと考えるとした。

次に芝学友会の横山に意見を求めた。他の議員の意見と被る点が多いが、候補者と団体の代表者という立場で物品の配布が行われたという内容で、身内や家族に塾生の方がいてプレゼントをあげることで好意的な態度を持たせて投票するように誘導したという件は他でも起き得ると思う。しかし今回は候補者と団体の代表者と言う立場で話し合いを行い、物品の配布を行ったということは、プライベートな事案ではなく選挙の正当性を揺るがす内容であるといえるため、買収行為だと言えるとした。感謝の気持ちを示すという主観を排しても、このような行為は認められるものではなく、重大な不正と考え、立候補の取り消しが妥当であるとした。

次に福利厚生機関本部の松尾に意見を求めた。松尾は立候補の取り消しが妥当だとした。今回の件に関して、物品の値段や状況などは置いておいて、物品の配布が行われたと言う事実自体が問題であると考えているとした。現在四名の塾生代表候補者がいるが、今回の事例により四人が全く同じ状況ではなくなったという事実がかなり問題であるため、今回に関しては立候補の取り消しが妥当であるとした。

続いて文化団体連盟本部の松尾が意見を述べた。自身も悩んでいるところだが、結論から申し上げると少々厳しいようにも感じるうえで、立候補の取り消しが妥当であるとした。今回に関しては、そこまで言うほど影響の及ぶ範囲がそれほど大きくはないが、所属団体の代表の方と立候補者という立場でお話をしていたという事実があるので、その点については厳正に対処すべき問題だとした。厳しいとは思いますが、他の候補者との公平性を考えた上でも立候補取り消しが妥当であると考えとした。

議長は、全体に一通り意見を聞いた上で、何か意見のあるものがあれば発言するよう求めた。

議長は、ここで矢部に意見を求めた。

矢部は、本議会へ感謝を述べ、議決を誠実に受け止めさせていただくとした。しかし、物品の配布に関して、どなたかが本当に複数の大多数の物品を配布したと感ぜられる発言があったが、事実の確認をしたいと述べた。自身は決して大多数の人に物品を配布したのではなく、資料の方に書かれている通り、ある人にある一件とまた別のある一件の合計二件の物品の配布が二人の方があったという事実があるため、そこに関して誤解を持たないようにお願いしたいと述べた。物品の配布に関しても、票の買収の意図は全く無く、純粋な感謝の思いで物品をお渡ししたと述べた。その意図の有無が今回の議決に大きく影響があるかは議会が判断するところがあるが、本当にお礼の気持ちで行った行為であるとし、そのお礼の気持ちが実際に立候補取り消しになるか否かは議会に判断して頂きたいと考えていると述べた。最後に、形としては間違っていたと謝罪をした。

塾生代表 山田は、特別監査人からの報告に関して指摘があったため、再度共有するが、候補からご指摘があった通り、認定された事実は2点であるとし、①物品配布一件、②飲食店内における商品の提供一件(対象者1名)であり、①物品配布において提供を受けた範囲については不明瞭であるとした。もちろん、その提供範囲が現状1000人または2000人とレベルであるとは現実的に考えられないが、十数人程度である可能性は否めないとし、確定事項としては物品が渡されたという事実のみであるため、矢

部が述べていたように膨大な人数に渡せたという事実は認定はされていないとした。

議長は第 32 条に関して、矢部の立候補取り消しが妥当であるかどうかの議決を問うた。結果、文化団体連盟本部の松尾、全国慶應学生会連盟の東條が反対、その他の議員は賛成であった。議長は賛成多数で可決されたことを宣言した。その後、塾生代表に承認の可否を問うた。塾生代表は議員の判断に従うとし、承認するとした。

議長は他に議案の提出がないかを確認したが追加の議案提出は無いことが確認された。

ここで塾生代表から、立候補の取り消しに関する手続きは、規約規則には記載がないため今後の手順を全塾協議会選挙管理委員会に委任するのかもしれない、全塾協議会の方から指定をするべきなのかを執行機関側として確認をしたい事項であるとし、議員に意見を求めた。

議長は、今後のフローについては立候補取り消しの議決が可決されたため、議会の方から選挙管理委員会の方にその後の手続きをご提示させていただき、そちらで実際に動いていただきたいとの意見を表した。そして、今から約 20 分後の 15 時 00 分 00 秒をもって当該候補者の選択肢の削除を選挙管理委員会に求めるべきだと述べた。議長はこの件について出席者に議決を取ることを提案した。

ここで芝学友会の横山が現実的に可能であるかどうかを質問した。塾生代表は、現在確認する先が存在しないため現実的か否かの確認は不可能であるが、事前に通達事項として可能性を示唆したところ、100%不可能な事項では無いため議決にて決定されれば実行可能であると選挙管理委員会からご回答をいただいていると述べた。

議長は最後に他に意見がある者がいないか確認し、いないことが確認されたため、本件に関して議決を取った。12 月 14 日 15:00 をもって選挙管理委員会に確認をする方針が全会一致で可決、塾生代表は承認した。

ここで議長は再度議案の提出が無いことを再度確認した上で、司会を全塾協議会事務局に返した。

6. 連絡事項

司会の原は、連絡事項について全体に聞いたが、連絡事項は上げられなかった。

7. 閉会宣言

事務局長 後藤美汐が閉会を宣言し、14:39 に閉会した。